

## 長岡市公告第177号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）  
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和7年7月3日

長岡市長 磯田達伸

### 1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に優先交渉権を与え契約を締結するものです。

### 2 委託概要

- (1) 委託番号 産支委第7号
- (2) 委託名 令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託
- (3) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託内容 別紙「令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託仕様書」のとおり

### 3 プロポーザルの詳細

別紙「長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託簡易評価型プロポーザル実施要領」のとおり

### 4 留意事項

- (1) 要領等は長岡市ホームページからダウンロードすることができます。
- (2) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (6) 不明な点については、長岡市商工部産業支援課に照会してください。  
(照会先：長岡市商工部産業支援課 電話：0258-39-2222)

## 令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託 仕様書

### 1 目的

長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）の隊員（以下「隊員」という。）を設置するに当たり、受託者において隊員を雇用するとともに、隊員の円滑な業務遂行のために必要な活動支援を行うものである。

### 2 業務に関する基本的な考え方

この業務は、地域経済の継続的な発展に向け、地域おこし協力隊を活用し、隊員と受託者が連携して、市内事業者に対するプッシュ型の情報発信や訪問等を行い、事業者が抱える課題及び必要な対策と支援を把握するとともに、専門支援機関と連携したサポートの提供により、市内事業者の事業承継の促進に取り組むもの。

### 3 委託業務の内容

#### (1) 業務名

令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託

#### (2) 業務内容

①地域おこし協力隊（事業承継推進活動）の設置及び隊員の活動に関する伴走支援  
（当市は本業務における地域おこし協力隊を任用せず、新たに受託者が雇用する者に対し地域おこし協力隊を委嘱するものとする。）

②事業者の現況調査・情報発信

#### (3) 隊員数

1名

#### (4) 業務実施拠点（活動拠点）

地域おこし協力隊：新潟県長岡市

受託者：拠点は指定しないが、オンラインで当市や地域おこし協力隊と意思疎通できる環境は必須とする。

#### (5) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

#### (6) 隊員の雇用に関すること

##### ア 隊員の雇用

- ・隊員は、長岡市が地域おこし協力隊（事業承継推進活動）として委嘱するが、受託者が職員として雇用するものとし、隊員と長岡市の間に雇用関係は発生しない。
- ・地域おこし協力隊の委嘱については、活動状況が良好であれば年度単位で更新し、3年を超えない範囲で協力隊員として委嘱する。ただし、正式決定は市の各年度の予算成立後となる。
- ・委嘱期間が満了した場合、協力隊員としては解嘱となるが、受託者の職員として雇用を継続することを妨げるものではない。

#### イ 隊員の活動

- ・事業者への訪問によるヒアリング及びメール等による相談受付
- ・事業承継に関する支援機関への取り次ぎ
- ・事業承継促進のために市が必要と認める活動

※事業者の状況把握を行う訪問・調査の段階においても、必要に応じ、支援機関に同行を求めるなど、より早期の課題把握、解決に向けた対応に努めること。

#### ウ 隊員の労働条件

- ・隊員の労働条件は、受託者の規定に準じる。
- ・雇用後に労働条件を変更する場合には、事前に長岡市と協議する。

#### エ 給与、福利厚生

- ・隊員の活動に対する報酬（給与）の支払いは、募集時の労働条件の規定に基づき、契約の範囲内で行う。
- ・ただし、隊員の活動以外の対価として受託者の負担により報酬等を加算することは可能とする。
- ・隊員に対する福利厚生（法定・法定外）は、受託者の規定に準じる。

#### (7) 隊員の活動支援に関すること

- ・隊員が業務を遂行するに当たり、必要な支援を行う。
- ・隊員の活動の進捗管理を行い、必要に応じて助言、指導等を行う。
- ・隊員には委嘱期間の開始後速やかに年間活動計画書を作成させ、受託者で確認を行ったうえで委託者に提出する。
- ・隊員には活動する月の前月25日までに月間活動計画書を作成させ、受託者で確認を行ったうえで委託者に提出する。
- ・隊員には月間活動報告書を毎月作成させ、受託者で確認を行ったうえで翌月10日までに前月分を委託者に提出する。
- ・隊員には委嘱期間の終期までに年間活動実績報告書を作成させ、受託者で確認を行ったうえで委託者に提出する。

#### (8) 隊員の活動等に係る経費の管理に関すること

- ・受託者は、隊員の報酬及び活動に要する経費の支払いを行う。
- ・上記支払いに係る書類（契約書、請求書、領収書等）を委託者に提出する。
- ・本業務に係る経理について他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくものとする。
- ・収支簿に関する証拠書類を準備するとともに、本業務は国の財政措置の対象となるものであることから、業務受託年度の翌年度から起算して5年間は廃棄せず、適切に保管し、委託者の求めに応じて提示すること。

#### (9) 事業者の現況調査、支援策や取組事例等の情報発信に関すること

- ・アンケート調査等により、市内事業者の事業承継の取組状況や経営課題を把握する。調査等の対象は市内の全事業者とすること。ただし、調査票等の配布に関しては、商工会、商工会議所の会員を除く。
- ・支援機関、金融機関等と連携した情報発信を行う。

- ・アンケート調査等の対象者リストの取得・整理を行う。
- (10) 月例報告書及び実績報告書の作成
- ・受託者は、業務月ごとに月例報告書を作成し、当該月の翌月10日までに委託者に提出する。
  - ・受託者は、委託期間終了日までに年間の業務実績報告書を委託者に提出する。
  - ・いずれの報告書にも、経費の内訳、受託者が隊員に対し支援した内容を記載する。
- (11) 隊員の活動に関する対象経費  
別表「対象経費一覧」のとおり

#### 4 その他

- (1) 委託者、受託者及び隊員が必要に応じて打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、当該受託業務の履行について管理をつかさどる業務主任者（当該受託業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。）を定め、委託者との協議に出席させるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ、決定するものとする。

#### 別表

長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）対象経費一覧

経費	隊員の活動に要する経費
	上限 3,779,664 円 ※この金額は、隊員の雇用期間を 8 か月とした場合の上限額であり、雇用期間に応じて変動する。 〔 ①隊員の人件費：267,083 円／月×8 か月＝2,136,664 円 〕 〔 ②活動経費：1,643,000 円／年 合計 3,779,664 円 〕
① 隊員の人件費	267,083 円／月を上限とする。（通勤手当、社会保険料の自己負担分を含む）
② 活動経費	1,643,000 円／年を上限
・法定福利費	
・住居費	上限月額 4 万円（光熱水費、共益費、敷金礼金等は除く）
・車両関係費	自動車等の借上料（上限月額 3 万円）、燃料費
・保険料	傷害保険、車両保険等
・パソコン賃貸借料	
・消耗品費	
・印刷製本費	
・研修等参加費	
・その他	市との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費

# 令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託 簡易評価型プロポーザル実施要領

## 1. 業務名

令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託

## 2. 業務の目的

長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）の隊員（以下「隊員」という。）を設置するに当たり、受託者において隊員を雇用するとともに、隊員の円滑な業務遂行のために必要な活動支援を行うものである。

## 3. 業務内容

別紙「令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託仕様書」のとおり

## 4. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

## 5. 提案上限額

7,779,664円（消費税及び地方消費税を含む）以内とし、以下の項目ごとの上限額を超えないこと。なお、この金額は契約予定価格を示すものではない。

①地域おこし協力隊（事業承継推進活動）の設置及び隊員の活動に関する伴走支援

上限3,779,664円

※この金額は、地域おこし協力隊の雇用期間を8か月とした場合の上限額であり、別紙「令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託仕様書」のとおり雇用期間に応じて、上限額は変動する。

②事業者の現況調査・情報発信

上限4,000,000円

## 6. 選定方法

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

## 7. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告日以降に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) この公告の日以降に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 仕様書で定める委託業務について十分な遂行能力を有し、適正執行できる体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

## 8. スケジュール

項目	日程
公告及び実施要領の公表	令和7年7月3日(木)
参加表明書の提出期限	令和7年7月10日(木)
質問書の提出期限	令和7年7月10日(木)
質問に対する回答期限	令和7年7月16日(水)
提案書提出期限	令和7年7月28日(月)
プレゼンテーション審査	令和7年7月30日(水)
選定結果の通知	令和7年8月5日(火)
委託業務内容の契約締結	令和7年8月8日(金)

## 9. 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ア 提出種類 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式1)
- イ 提出方法 持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。  
また、FAX及び電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。
- ウ 提出先 長岡市商工部 産業支援課  
住所 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階  
電話 0258-39-2222(直通)  
FAX 0258-36-7385  
Email syougyo@city.nagaoka.lg.jp
- エ 提出期限 令和7年7月10日(木)午後5時まで

## 10. 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書の作成方法

下記事項について、資料を作成すること。

提案書内容	別添仕様書を熟読の上、 <u>下記内容を含む提案書</u> を作成すること。 ア 表紙(様式3) イ 目次 ウ 事業所概要(所在地、代表者名、設立趣旨、業務内容等) エ 過去2年間以内に実施した本業務と同種の業務または類似の業務を実施
-------	---

	<p>した実績</p> <p>オ 本業務への取組体制（実施体制人数、事務分担、連絡体制）</p> <p>カ 取組方針と実施手法 「2. 業務の目的」、「3. 業務内容」を踏まえた上で、現時点の取組方針や実施手法を提案すること。</p> <p>キ 費用見積 事業費見積額の算出根拠として、具体的な作業内容と概算経費を記載すること。</p> <p>ク 業務スケジュール</p>
提案書の書式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙の大きさはA4／片面カラー印刷とし、左上1箇所ホチキス止めとする（表紙の様式3はホチキス止めしない）。用紙の向き（横・縦）は問わない。</li> <li>・ページ枚数は提案書内容ア～クを含んだ内容とし、25ページを上限とする。</li> <li>・文字の大きさは11ポイント以上とする。</li> </ul>
提出部数	<p>7部</p> <p>提出後、長岡市商工部 産業支援課（syougyo@city.nagaoka.lg.jp）へ提案書データ（PDF形式）を送付すること。</p>
提出方法	持参又は郵送で提出すること。提出期限までに必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認すること。
提出先	長岡市商工部 産業支援課（参加表明書提出先に同じ）
提出期限	令和7年7月28日（月）午後5時まで

## （2） 提案書について

- ア 参加者は、本書及び関連書類に記載されている一切の内容について同意したものとする。
- イ 提出期限以降に提出された提案書は受け付けない。
- ウ 提出期限以降の提案書の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提案書の提出は1参加者あたり1提案のみとする。
- オ 提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。
  - ・提案書の作成要領に定められた内容及び様式に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。

## 1.1. 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

- （1） 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式2）により、電子メール（到着を確認すること）で提出すること。また、件名は「プロポーザル質問書（企業名）」とする。電話又はFAXによる質問は一切受け付けない。

### ア 質問の受付及び回答課

長岡市商工部産業支援課

Email : syougyo@city.nagaoka.lg.jp

### イ 質問の受付期間 令和7年7月10日（木）午後5時まで

- （2） 寄せられた全ての質問とそれに対する回答は、令和7年7月16日（水）までに、参加表明書兼誓約書を提出した者全員に質問者名を伏した形で電子メールで回答する。

## 12. プレゼンテーション

### (1) 日程 (予定)

令和7年7月30日(水) (時間等、詳細は参加予定者に別途通知する。)

### (2) 会場

長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト内を予定

### (3) 留意事項

ア 参加者は2名までとし、説明者は選考された場合に本業務を担当する者とする。

イ プレゼンテーションの所要時間は、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行うものとする。

ウ プレゼンテーション会場にはスクリーン、プロジェクター(RGB対応)が備え付けてあるため、スクリーンを使用したプレゼンテーションをすることができる。ただし、パソコンや電源ケーブルはないため、各参加事業者で用意すること。

エ 実施方法については、別途決定及び通知する。

## 13. 最優秀者の選定

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

## 14. 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に書面で通知する。不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

## 15. 留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された提案書は返却しない。

(3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めない。

(4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。

(5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市商工部 産業支援課  
住 所：〒940-0062 長岡市大手通2-6  
フェニックス大手イースト6階  
電 話：0258-39-2222 F A X：0258-36-7385  
Email：syougyo@city.nagaoka.lg.jp

## 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書

令和 年 月 日

長岡市長

磯田 達伸 様

参加希望者 住所（所在地）

商号または名称

代表者職・氏名

令和7年 月 日付で公告のありました下記業務の簡易評価型プロポーザルに参加します。

なお、当社は「令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託簡易評価型プロポーザル実施要領」の「7 参加資格要件」の要件を全て満たしていることを誓約します。

業務名 令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託

---

以後の連絡は下記あてにお願いします。

所属・氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

(様式2)

## 簡易評価型プロポーザルに関する質問書

令和7年 月 日

長岡市長 磯田 達伸 様

住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
電子メールアドレス

令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援業務委託の簡易評価型プロポーザルについて、下記の項目を質問します。

頁など	質問内容

※質問書は、7月10日（木曜日）の午後5時までに電子メールで提出してください。

※質問する事項がない場合は、提出の必要はありません。

※行、ページが不足する場合は、適宜追加してください。

担当：産業支援課 商工企画担当

電子メール：syougyo@city.nagaoka.lg.jp

(様式3)

令和7年 月 日

長岡市長

磯田 達伸 様

申請者 住所(所在地)  
商号または名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
FAX番号  
電子メールアドレス

## 提 案 書

令和7年7月3日付けで公告のあった下記業務の提案書を別添のとおり提出します。

業務名：令和7年度長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託

**事業者選定に係る簡易評価型プロポーザル提案書評価要領**  
**(長岡市地域おこし協力隊(事業承継推進活動)活動支援等業務委託)**

**1 目的**

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

**2 事業者の選考**

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、商工部産業支援課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求を満たせる事業者(最優秀者)を選考する。

**3 選考方法**

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者、提案見積額が提案上限額を超えている場合は特定しないこととする。
- (2) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準に基づき各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点を平均して算出したもの(少数第2位を四捨五入)を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。ただし、60点未満の者は特定しないこととする。評価点と同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (4) 提出された提案書が1件であった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において、審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは優秀な提案者として選考する。

#### 4 選考評価基準

評価項目	評価基準	配点
事業理解度	本市の現状、課題を理解しており、本市にとって最適な提案となっているか。	10
業務実施体制	提案を確実かつ効果的・効率的に実施できる体制が用意されているか。	10
提案の内容	事業承継支援に関して高度かつ専門的な知見を有しているか。	15
	現況調査業務について、調査・分析の方法が具体的で、成果が期待できるか。	15
	事業承継・経営支援につなげる効果的なサポートが期待できるか（関係機関との相互連携等）。	15
	多くの事業者への情報発信、意識啓発が期待できるか。	15
見積書	見積金額は妥当か。	10
その他	本事業を効率的・効果的に実施するための独自性のある提案がなされているか。	10
総合評価の合計		100